



2024年5月15日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 城口 洋平
(コード番号：4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 丸岡 智也
(TEL 03-6635-1021)

2024年12月期第1四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第29号）による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2024年12月期第1四半期報告書（自2024年1月1日至3月31日）

2. 延長前の提出期限

2024年5月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年7月16日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年5月14日に適時開示しました「2024年12月期第1四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、外部調査委員会による調査が継続している関係で、現時点において2023年12月期決算関連手続が完了しておらず、2024年12月期第1四半期決算関連手続についても完了しておりません。また、当社は、有限責任あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」といいます。）より、上記のとおり2023年12月期において当社グループが採用するSPCスキームにおけるSPCの連結要否の検討に必要な情報が当社取締役会等に適時かつ十分に報告又は共有がされていなかった等の内部統制上の問題点がある可能性があることから、2024年12月期第1四半期の四半期レビュー手続において、上記の点を踏まえた追加的な手続を実施する必要があると説明を受けております。当該追加的な手続は、2023年12月期における監査手続の結果、及び外部調査委員会の調査結果をもとにした手続の立案が必要であり、また当該追加的な手続を完了させるために一定の期間を要するため、2024年12月期第1四半期の四半期レビュー手続を有価証券報告書の提出期限である2024年6月28日に並行して完了させることができないと説明を受けております。

そのため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める2024年12月期第1四半期報告書の法定提出期限である2024年5月15日までに、当社の2024年12月期第1四半期連結財務諸表の作成及びあずさ監査法人による四半期レビュー手続を完了させることができない見込みとなりました。これを受け、当社は、本日付で2024年12月期第1四半期の四半期報告書の提出期限の延長申請を関東財務局に提出することといたしました。

当社は引き続き、外部調査委員会の調査が迅速に行われるよう、全面的に協力してまいります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上